

鹿沼市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定による随時監査（工事監査）を、鹿沼市監査基準に準拠して執行したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和3年12月21日

鹿沼市監査委員 高田悦夫

鹿沼市監査委員 舘野裕昭

- 1 監査の種類 随時監査
- 2 監査の期日 令和3年11月12日
- 3 監査の対象
 - (1) 東小学校屋内運動場改修工事
 - (2) 消防訓練塔新築工事
 - (3) 北犬飼コミュニティセンター新築工事
- 4 監査の範囲
当該工事に係る(1)計画、(2)設計、(3)積算、(4)契約、(5)監理、(6)施工に関する事項
- 5 監査の方法
関係書類の調査、工事現場の視察及び関係職員からの聞き取り調査
- 6 監査の着眼点
工事の計画、設計、積算、契約、施工、検査、維持管理業務、委託業務について適正に行われているか

7 監査の結果

上記方法により総合的に監査した結果、指摘すべき事項はないものと認められた。
公共施設の長寿命化に則り、末永く利用されることを望む。